

住宅の緊急・応急修理制度にかかる説明会

次 第

(応急修理)

1. 制度の概要・ポイント P1~4
2. 手続き・提出書類について P5、6
3. 制度の対象となる工事例、Q&A . . 実施要領 P6 等

(緊急応急修理)

1. 制度の概要・ポイント P7~10
2. 手続き・提出書類について 実施要領

住宅の応急修理制度について（災害救助法）

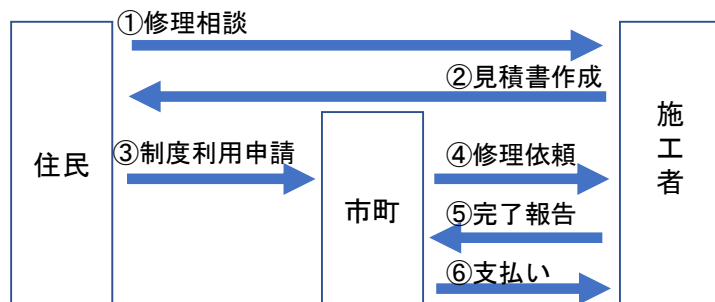
概要

「応急修理制度」は、地震により被害を受けた住宅の応急修理について、住民からの申込みに基づき市町が施工者に修理を依頼し、実施するものです。

修理対象は、屋根や壁・窓、台所・トイレなど日常生活に必要な不可欠な部分が対象となります。

はじめに、住民ご自身が施工者を選定し、修理の箇所や内容を調整してください。

その後、申込みいただき、選定された施工者に市町が住民に代わって修理を依頼します。



イメージ図 大まかな修理（手続き）の流れ

★地震被害から修理完了までのポイント

- ・ 地震による被害と直接関係のある修理が対象です。
- ・ 写真の撮影は必須です。（工事前、工事中、工事後）
- ・ 住宅設備等のグレードアップは不可です。
- ・ 住宅設備等は、取替え前後の品番の撮影やカタログの写しを用意
- ・ 既に修理に取りかかった場合でも、住民から施工者に支払いに至っていない場合は、制度の対象とすることができます。
- ・ 応急仮設住宅（建設型・みなし仮設）との併用については、各市町の担当窓口にご相談下さい。

対象区域・対象者

対象区域：金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

対象世帯：上記市町で、被害を受けた住宅が罹災証明書で、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の被害を受けた世帯（「全壊」の場合でも修理により居住が可能となる場合は、対象となります。）
※納屋や車庫、空き家は対象となりません。

費用の限度額（1世帯あたり）

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊：706,000円以内

準半壊：343,000円以内

※費用は市町から施工者に直接支払います。

※限度額を超える部分は、自己負担となります。

完了期限

令和6年12月31日 ※期限を延長しました。

【応急修理制度の趣旨】

日常生活に必要最低限の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたもの

【応急修理実施のポイント】

- ・ 罹災証明書で「準半壊以上」の被害を受けた住宅が対象
- ・ 災害による被害と直接関係のある修理が対象
- ・ 空き家や納屋、車庫は、対象外
- ・ 災害により損傷を受けた日常生活に必要最低限の部分が本制度の修理対象

（ 災害の難を逃れたものは対象外

床の間、仏間、押入、靴箱等は対象外

トイレが複数ある場合は、2箇所目以降は対象外

- ・ 住宅設備等のグレードアップは対象外

（ ・ 浴槽を広くすることはグレードアップと判断

- ・ 住宅設備等については、取替え前後の品番の撮影やカタログの写しが必要

- ・ エアコン、照明器具等の家電は、対象外

- ・ 擁壁、土留めは、対象外

【その他】

- ・ 写真の撮影は必須（工事前、工事中、工事後）

- ・ 被災者が修理業者に支払いをした場合は対象外

- ・ 自宅が半壊以上の被害を受けたものについては、みなし仮設との併用も可能

→併用の場合、みなし仮設の申込前に応急修理の申込みが必要
発災日から原則6ヶ月以内

住民周知用チラシ（イメージ案）

災害により住宅に被害を受けた方へ重要なお知らせです。

内閣府防災担当

応急修理制度の利用に当たっては、
被害箇所・修理箇所が分かるよう
“写真”を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご利用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。
撮影に当たっての留意点等は以下のとおりです。

<撮影上の留意点>

- (1) 外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど
 - ✓ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。メジャー等がない場合は浸水高を指さして撮影しましょう。
 - ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。室外で撮影する際は、逆光による白飛びや明るさ不足による潰れに注意してください。また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。
- (2) 室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など
 - ✓ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。片付け等をした後だと被害状況が分りにくくなってしまいます。事前に撮影しましょう。室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたいた場合は光の反射に注意してください。
 - ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
- (3) 設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）の破損、故障など
 - ✓ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう
 - ✓ 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう
 応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

<修理業者の方にもお伝えください>

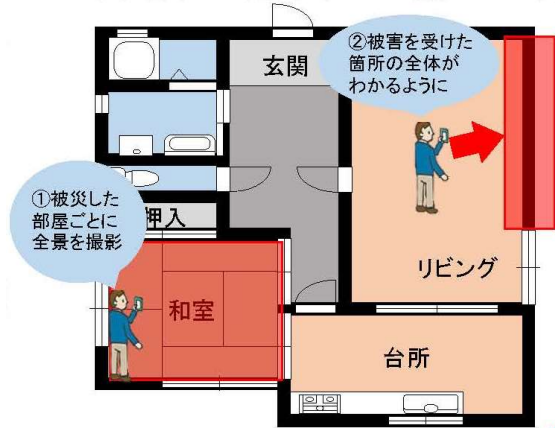
- ✓ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。



<イメージ図>



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



129

(参考) 被災した自宅の写真撮影について

被害認定や応急修理の申請時には、自宅の被災状況のわかる写真等の添付が必須となる。被害状況や修理状況の正確な把握を行うため、被災者や修理業者等に対して、応急修理等の申請書類を配布する際など、**修理前、修理中、修理後の写真撮影**を行うよう周知徹底願いたい。

○ 修理前状況写真の撮影（被災者又は修理業者が撮影）

風水害等により被災した場合は、破損箇所や修理状況を撮影する際、以下の箇所を必ず撮影すること。

(1) 外観（亀裂、剥がれ、歪みなど）

- ① 浸水高が判るようにメジャー等で高さが判るように撮影
- ② 屋根瓦などのズレや破損状況を撮影
- ③ 玄関、窓（サッシ）、外壁等の破損状況を箇所別に撮影



(2) 室内（めくれ、反り、腐食、脱落、カビなど）

- ① 居室など浸水・カビ発生等の状況がわかるよう撮影
- ② 廊下、台所、トイレ、浴室、各居室の扉や内壁・間仕切壁など修理の対象となる箇所を撮影（床材のめくれ、反り、カビ、腐食など）
- ③ 浸水した断熱材などが脱落している状況やカビている状況を撮影

(3) 設備（破損、故障など）

- ① キッチン、トイレ、浴槽、洗面台、給湯器などの故障箇所・破損箇所が判るように撮影
- ② 設備の型番・形式等が判るように撮影し、修理後に設置した設備と同等品であることが判るようにすること。

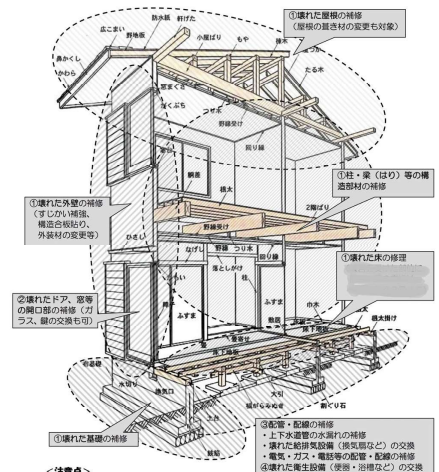
※ 屋根などの撮影を行う際は転落しないよう十分に気を付けること。
自分で撮影できない箇所等は施工業者に撮影して貰うなどすること。

○ 修理中・修理完了後の写真撮影（修理業者が撮影）

修理箇所を施工段階から完了まで撮影すること。以下、一例を挙げる。

- ① 床の修理：根太の交換⇒断熱材交換⇒下地材交換⇒床材（畳）交換
- ② 設備交換：故障した設備の取り外し⇒故障箇所確認⇒製品の交換
- ③ 屋根修理：足場設置⇒古い屋根材の撤去⇒野地板交換⇒防水シート交換⇒屋根材（瓦）の設置⇒雨どい交換など⇒足場撤去

カメラ・スマホなどで4方向から撮影



380

ポイント 9 住宅の応急修理に関する留意事項

② 罹災証明の区分の変更

罹災証明書には、令和2年3月に改訂された「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により、住家の被害の程度の欄に、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至らない」のいずれかの区分が記載されることとなっている。

全 壊 (※)	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準 半 壊	準半壊に至らない
住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合					
50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

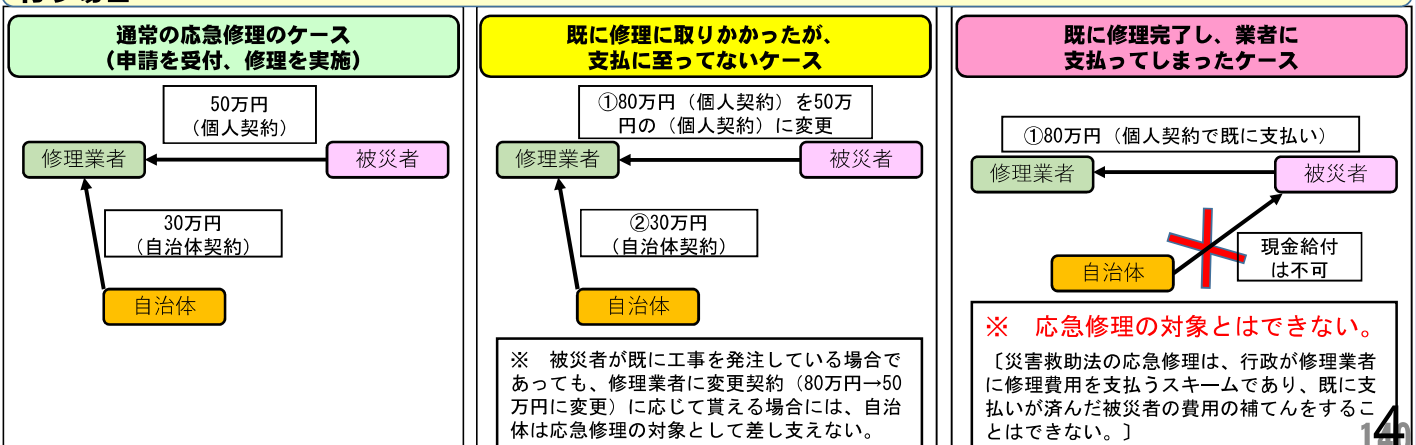
(※) 全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は支援の対象となる。

ポイント 9 住宅の応急修理に関する留意事項

⑥ 被災者の中には、住宅の応急修理について自治体が相談・受付を開始するよりも前に、修理業者に工事を依頼している場合が見受けられる。

このような事案が発生しないよう自治体において速やかな相談・受付体制の整備を行う必要があるが、当該事案が発生した場合には以下の取扱いとなるので参考にされたい。

「準半壊」の罹災証明書を受けた被災者が、修理総額80万円の工事について、30万円分を応急修理として行う場合



【 応急修理手続きの流れ 】

Step1

事前
相談

被災者

①修理相談

施工者

②見積書提出
修理内容の説明

被災者

③修理内容の相談

市町

④り災証明・申込書様式入手

Step2

申請書
提出
受付

被災者

⑤申込（書類提出）

市町

<提出書類>

- ・「住宅の応急修理申込書」（様式第1号）
- ・「り災証明書」の写し
- ・「施工前の被害状況が分かる写真」
- ・「修理見積書」（様式第3号）
- ・「資力に関する申出書」（様式第2号）
- ・「住宅の被害状況に関する申出書」

Step3

工事の
依頼

被災者

⑥' 工事実施連絡

市町

⑥修理依頼・請書

施工者

<送付書類>

- ・「応急修理実施連絡書」（様式第5号）

<送付書類>

- ・「修理依頼書」（様式第4号）
- ・「請書」（様式第6号）

修理業者による工事の実施

Step4

完了
報告

市町

<提出書類>

- ・「工事完了報告書」（様式第7号）
- ・「施工前、施工中、施工後の写真」等

⑦工事完了報告

施工者

⑧修理費用確定

Step5

支払い

市町

⑨請求書の提出

施工者

⑩支払い

(別紙)見積書

修理見積書

見積金額(応急修理分) 706,000 円 (他に被災者負担分 328,000 円)

工事名称	対象 (※1)	数量	単価	金額	備考
1 仮設工事	○	一式	●●● 円	110,000 円	外壁工事の仮設
					※給湯器やエコキュート等を交換する場合は、 交換前後の品番も記入してください。
2 外壁工事					
筋交●ミリ×●ミリ	×	● m ²	●●● 円	55,000 円	耐震工事
合板●ミリ厚	×	● 枚	●●● 円	55,000 円	耐震工事
金物	×	● 式	●●● 円	55,000 円	耐震工事
外壁張替え	○	● m ²	●●● 円	220,000 円	地震被害箇所の取替え
下地工事	○	● m ²	●●● 円	110,000 円	地震被害箇所の取替え
断熱材取替え	○	● m ²	●●● 円	55,000 円	地震被害箇所の取替え
3 衛生設備工事					
便器取替え	○	一台	●●● 円	77,000 円	破損ロータンク含む
配管工事	○	● m	●●● 円	33,000 円	
下地補修	○	● m	●●● 円	33,000 円	
仕上げタイル補修	○	● m ²	●●● 円	33,000 円	便器取替えの付帯工事
施工費	○	● 人	●●● 円	33,000 円	
4 床工事					
床板の取替え	○	● 人	●●● 円	55,000 円	地震被害箇所の取替え
床下断熱材の取替え	○	● 人	●●● 円	55,000 円	地震被害箇所の取替え
フローリングの取替え	○	● 人	●●● 円	55,000 円	仕上げのみの取替え不可
合計				1,034,000 円	
(うち消費税)				103,400 円	
応急修理分				869,000 円	(※2)
応急修理限度額(半壊)				706,000 円	
被災者負担分				328,000 円	

※1 住宅の応急修理の対象となる工事について「○」を、対象とならない工事について「×」を記入すること

※2 1世帯あたりの限度額を超える部分の工事については被災者負担分に計上すること

<限度額> 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合 : 706,000円

準半壊の場合 : 343,000円

上記のとおり見積もり致します。

令和 年 月 日

住所
会社名
電話番号
代表者名

住宅の緊急の修理制度について（災害救助法）

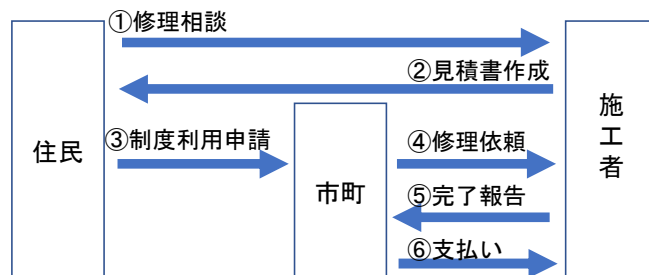
概要

「住宅の緊急の修理制度」は、住宅が地震で被害を受けた後、雨水の侵入等を放置することにより被害が拡大することを防ぐため、住民からの申込みに基づき市町が、屋根、外壁等の必要な部分に対して、施工者にブルーシートの展張等の修理を依頼するものです。

緊急の修理対象は、屋根や外壁等へのブルーシートの展張等が対象となります。

はじめに、住民ご自身が施工者を選定し、修理の箇所や内容を調整してください。

その後、申込みいただき、選定された施工者に市町が住民に代わって修理を依頼します。



イメージ図 大まかな修理（手続き）の流れ

★地震被害から修理完了までのポイント

- ・地震による被害と直接関係のある修理が対象です。
- ・写真の撮影は必須です。（工事前、工事後）
- ・対象は資材費及び修理に要する施工費等が対象です。※DIYやボランティアによるものは対象外です。
- ・自治体等から無償で提供された資材を使用する場合、資材費は対象外です。
- ・既に修理に取りかかった場合でも、住民から施工者に支払いに至っていない場合は、制度の対象とすることができます。

対象区域・対象者

対象区域：金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

対象世帯：準半壊程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある世帯

※納屋や車庫、空き家は対象となりません。

費用の限度額

1世帯あたり 50,000円以内

※費用は市町から修理業者に直接支払います。

※限度額を超える部分は、自己負担となります。

完了期限

令和6年2月29日 ※期限を延長しました。

※ 制度の活用・相談は各市町の窓口へお問い合わせください。

連絡先は県HPをご確認ください。

【緊急の修理制度の趣旨】

住宅が災害により被災を受けた後、雨水の侵入等を放置することにより被害が拡大しないことを目的としたもの

【緊急の修理実施のポイント】

- ・ 準半壊程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば被害が拡大するおそれがある住宅が対象

※ 罹災証明書は、必要なし

- ・ 対象は修理業者による住宅の屋根や外壁等へのブルーシートの展張等の修理

※ DIY やボランティアによる修理は対象外

※ 店舗併用住宅の場合、店舗部分は対象外

- ・ 空き家や納屋、車庫は、本制度の対象外

【その他】

- ・ 写真の撮影は必須（工事前、工事後）
- ・ 被災者が修理業者に支払いをした場合は対象外

8-② 住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理） 【準半壊以上（相当）】

主な留意事項

- 令和5年6月16日内閣府告示第91号 本告示は、公布の日から施行され、改正後の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 屋根等に被害を受けた被災者の住家へのブルーシート等の展張をすることで、被災者の住宅の損傷被害の拡大を防止する。具体的には、
 - ・ 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
 - ・ 損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の浸入の防御
 - ・ アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前の歩行者の安全確保のため）
 などが対象になる。
- 住家の被害の拡大を防止する観点から、被害認定調査よりも早い段階でブルーシートの展張等の緊急的な修理を行うことから、住宅の被害状況について現場の目視による確認又は被災者が持参した写真等により判定を行い、救助の時期を逸しないよう速やかに実施すること。
- 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を示す事実を確認する必要から、施行前、施工後の写真撮影を行うこと。

108

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（判断方法）

損害割合の基準確認（判断方法）

ブルーシート等の展張などの緊急修理については、救助の時期を逸しないためにも、発災後、速やかに対応する必要が生じる。このため、被害認定調査の結果を待ってから、対応するのでは間に合わない。（その間に、降雨があれば、住宅の被害はさらに拡大してしまう。）

したがって、ブルーシート等の展張などの緊急修理については、**現場確認や被災者が申請時に持参する写真等**に基づき、準半壊以上（相当）か否かについて、判断を行うこととする。

（判断方法）

- ・ 被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、自治体職員が判断する。
- ・ 例えば、屋根、外壁、窓（建具）等の貫通等の損傷があり、ひとたび降雨があれば浸水を免れない場合は、準半壊以上（相当）と判断してよい。
- ・ 現場確認や被災者が持参した写真等に基づき判断する。
- ・ 現場確認を行う場合も判断の客観性確保のために、現場確認を行う者が追加の写真を撮影する。
- ・ 判定を不服とするケースも想定されるが、この場合については、現場確認等により再調査を行う。

屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張



- ・ 瓦のズレ
- ・ 下地材が露見等

損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の浸入の防御



- ・ モルタルの脱落、クラック等
- ・ サッシ窓の破損、歪みによる柱の隙間等

アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅の前を歩行する歩行者の安全確保）



- ・ タイルやモルタルの落下、
- ・ 屋根瓦の落下等

※ これらの「事例」については、あくまで、救助実施主体である都道府県等の判断の参考にするために掲載するものであり、これらに対象が限定されるものではない。

(参考) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (作業留意点)

被害が生じている屋根の上でのブルーシート等の展張作業は、できるだけ、適切な装備、器具を有する職人をお願いしてください。

ご自身 (DIY) で作業を行わなければならない場合は、経験者 (高所作業の経験を有するボランティア等) と一緒に作業を行ってください。

ご自身で作業する場合の留意点

- 屋根の上での高所作業は必ず2名以上で作業をすること。(1人では作業しないで!)
 - 屋根からの落下防止のため、必ずヘルメットや命綱、安全帯を装着すること。
 - 雨の降り始めや雨が止んだ直後、屋根の上は大変滑りやすいため、作業を行う際は、最新の注意を払うこと。(降雨時は作業をしないこと。)
 - ハシゴや脚立で屋根に昇降する際は、重量物 (ブルーシート等) を持たないこと。(修理に必要な資材は家の中から運ぶこと。)
- ※ 推奨されるブルーシート (#3000) は5.4m×7.2mで1枚で約 5.6キロある。
- 長期間、修理等を行っていない住家では、屋根の下地が腐食していることもあるため、屋根の上を移動する際は、注意して歩行すること。
 - 厚手のブルーシートでも、天候によっては半年程度で劣化するため、なるべく早く修理を行うこと。(ブルーシートは緊急の修理のため、早急に応急修理を行うこと。)
 - 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を示す事実を確認する必要から、施行前、 施工後の写真撮影を行うこと。

※ スマホでもカメラでも構わないので、被害の状況が分かる写真と修理後の写真を撮影しておくこと。

114

土嚢の置き方



ポイント

- 土嚢は棟をまたいで均等の距離でおく
- 土嚢でおさえる場合、幅はだいたい1mピッチくらいで
- 必ずマイカー線で屋根から落下しないように結ぶ
- ☆UV土嚢袋が無い場合 (白い土嚢袋) は、三枚重ねて使用

危険!!!

- 瓦やガレキを入れると袋が破れて地上に落下する危険大
- UV土嚢袋を使わなかった場合、2か月くらいで劣化し、中身が飛び出ます
- 土を使った場合、UV土嚢袋でも、植物などが生えてくる可能性が高いです
- ☆土嚢の中身は、砂またはバラスがオススメ

ダメな例



《資料作成・協力・監修》

作成：千葉県台風15号被害ブルーシート救援NPO団体検討委員会

協力：特定非営利活動法人 JVOAD

監修：特定非営利活動法人 災害救援レスキューアシスト